

大分県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱

(目的)

第1条 この制度は、木材の生産及び流通の合理化の促進による、木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成並びに木材の安定的取引の確立を内容とする木材安定供給確保事業の円滑な実施を図るため、県内の木材の生産又は流通を担う事業者等に対し、その行う事業の合理化を推進するのに必要な資金及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金（林業経営の規模を拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。）並びに木材安定供給確保事業の実施に必要な資金を低利で融通する措置を講じ、もって林業及び木材製造業等の健全な発展及び一体的な発展に資することを目的とする。

(資金措置)

第2条 知事は、前条の目的を達成するため、予算で定める範囲内において、別に指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に資金の供給を行うものとする。

なお、その場合の資金は、原則として、信用基金からの貸付金及び当該貸付金と同額の自己資金とする。

2 第1項により知事が供給する資金の額は、金融機関が行う第6条（1）の事業経営改善資金（イの素材生産等促進資金（林野庁が別に定めるところにより都道府県知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という）、単独事業体にあつては、大規模事業体及び中規模事業体への貸付けに係るものを除く。）に限る。）並びに（3）の林業経営改善資金（イの林業経営高度化推進資金に限る。）の貸付けに必要な原資の4分の1に、金融機関が行う第6条（1）の事業経営改善合理化資金（イの素材生産等促進資金（単独事業体にあつては、中規模事業体への貸付けに係るものに限る。）、並びに（3）の林業経営改善資金（ロの伐採・造林一貫作業推進資金（選定経営体への貸付けに係るものを除く。）に限る。）の貸付に必要な原資の3分の1に、金融機関が行う第6条（1）の事業経営改善合理化資金（イの素材生産等促進資金（選定経営体及び大規模事業体への貸付けに係るものに限る。）及びイの新規需要創出金）、（2）の木材高度加工資金（3）の林業経営改善資金（ロの伐採・造林一貫作業推進資金（選定経営体への貸し付けに係るものに限る。）に限る。）並びに（4）の木材安定供給資金の貸付けに必要な原資の2分の1の額とする。

なお、大規模事業体とは、木材の年間取扱量がおおむね10,000立方メートル以上の事業体をいう。

また、中規模事業体とは、木材の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上の事業体をいう。

3 指定金融機関は、前項の規定により供給を受けた資金の4倍、3倍又は2倍に相当する額の資金（以下「木材産業等高度化推進資金」という。）を次条に定める者に対し、貸し付けるものとする。

(貸付対象者)

第3条 指定金融機関から第6条（1）の貸付けを受けることができる者は、県内に住所を有する次に掲げる者で、その者の作成する木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（以下「合理化計画」という。）であつて生産行程の改善、経営管理の合理化その他の事業の経営改善に関する措置を内容とするもの（以下「事業経営改善計画」という。）が適当である旨の知事の認定を受けたもの（以下「合理化計画認定者」という。）とする。

- (1) 森林組合又は森林組合連合会
 - (2) 森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）
生産森林組合又はその組織する団体
 - (3) 素材生産業を営む者又はその組織する団体
 - (4) 木材製造業を営む者又はその組織する団体
 - (5) 木材卸売業を営む者又はその組織する団体
 - (6) 木材市場を開設する者又はその組織する団体
 - (7) 造林の事業を行うことを主たる目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は第3セクターで素材生産を併せ行うもの
- 2 前項（2）から（6）までに掲げる「団体」は、必ずしも法人格を有することを要しないが、法人格を有しない団体については、おおむね4人（次に掲げる者に係るものにあつては2人）以上の者をもって構成する同一目的を有する組織体（以下「数人共同の事業体」という。）として存在し、目的、名称、代表者等に関する定めを備えていることが必要である。
- イ 第6条（1）イの素材生産等促進資金を借り受けようとする者（木材の年間取扱量の合計がおおむね3,000立方メートル以上の者又は間伐材等の取扱い（間伐材等の生産を含む。）事業を計画する者に限る。）
 - ロ 第6条（1）ロの新規需要創出資金を借り受けようとする者
 - ハ 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）第2条第3項に規定する登録認証機関の認証を受けた木材製造業を営む者又は1年以内に当該認定を受けることが確実と見込まれる木材製造業を営む者（以下「JAS認定業者等」という。）
- 3 第1項（2）から（6）までに掲げる者で、第6条（1）の事業経営合理化資金を借り受けようとする者のうち中小企業等協同組合等の組合及びその連合会並びに数人共同の事業体以外の者（以下「単独事業体」という。）については、次のいずれかを満たしていることが必要である。
- イ 木材の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上の事業体（素材生産等促進資金を借り受けようとする第3条の1の（2）から（4）に掲げる者にあつては、木材の年間取扱量がおおむね1,500立方メートル以上又は木材の年間取扱量がおおむね1,000立方メートル以上かつ間伐材等の年間取扱量が木材の年間取量のおおむね5割以上で合理化計画期間内に木材の年間取扱量が増加するよう計画し、その達成が確実と見込まれる事業体とする。）
 - ロ 新規需要創出資金を借り受けようとする者にあつては、木材の取扱量の増加が見込める事業体とする。
 - ハ 新製品の開発等により木材の需要の拡大に努めている事業体（以下「需要開拓者」という。）
 - ニ JAS法第2条第3項に規定する登録認証機関の認証（製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）のうち、構造用製材に係るものに限る。）を受けた木材製造業を営む者
- 4 指定金融機関から第6条（2）の貸付けを受けることができる者は、県内に住所を有する第1項に掲げる者と次に掲げる者との共同の申請に基づき、これらの者の作成する合理化計画であつて事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするもの（以下「構造改善計画」という。）が適当である旨の知事の認定を受けた者（以下「合理化計画認定者」という。）とする。
- (1) 第1項に掲げる者。
 - (2) 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で地域の林業の振興を図ることを目的とするもの

(3) 建築工事業、大工工事業、家具製造業、パルプ製造業、紙製造業、電気業、インテリアデザイン業、設計監理業を行う者（以下「関連事業者」という。）又はその組織する団体

5 指定金融機関から第6条(3)の貸付けを受けることができる者は、県内に住所を有する林業を営む者であって、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について」(昭和54年8月23日付け54林野企第82号農林水産事務次官依命通知。以下「基盤強化法次官通知」という。)の記の第3に規定する林業経営改善計画の認定を受けたもの(以下「林業経営改善計画認定者」という。)とする。

6 指定金融機関から第6条(4)の貸付けを受けることができる者は、県内に住所を有する次に掲げる者で、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法の施行について」(平成8年11月1日付け8林野流第105号農林水産事務次官依命通知。以下「木安法次官通知」という。)の記の第3に規定する木材安定供給確保事業に関する計画(森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成したものに限る。以下「木材安定供給確保事業計画」という。)の認定を受けたもの(以下「木材安定供給確保事業計画認定者」という。)とする。

(1) 森林所有者等(木安法次官通知の記の第3の2の(2)に規定する森林所有者等をいう。第6条(4)イ及びハの資金に限る。)

(2) 木材利用事業者等(木安法次官通知の記の第3の2の(3)に規定する木材利用事業者等をいう。第6条(4)ロ及びハの資金に限る。)

(3) 木材卸売業を営む者、木材市場を開設する者又はその組織する団体(第6条(4)ハの資金に限る。)

(4) 木材の輸送を業として行う者(第6条(4)ハ及びニの資金に限る。)

(5) 木材製品利用事業者等(木安法次官通知の記の第3の2の(4)に規定する木材製品利用事業者等をいう。第6条(4)ハ及びホの資金に限る。)

(合理化計画認定申請)

第4条 前条第1項又は第4項の認定を受けようとする者は、基盤強化法次官通知第4の規定及び知事が別に定める基準により合理化計画の認定を受けるものとする。

(林業経営改善計画認定申請)

第5条 第3条第5項の認定を受けようとする者は、基盤強化法次官通知の記の第3の規定により林業改善計画の認定を受けるものとする。

(木材安定供給確保事業計画認定申請)

第5条の2 第3条第6項の認定を受けようとする者は、木安法次官通知の記の第3の規定により木材安定供給確保事業計画の認定を受けるものとする。

(貸付資金の種類)

第6条 この運営要綱に基づき貸付けを行う資金の種類は、次の(1)及び(2)にあっては、合理化計画認定者が当該認定に係る合理化を図るためにとるべき措置

(以下「合理化措置」という。)を実施するのに必要な資金、次の(3)にあっては、林業経営改善計画認定者が当該認定に係る林業経営改善を図るためにとるべき措置(以下「林業経営改善措置」という。)を実施するのに必要な資金、また次の

(4)にあっては、木材安定供給確保事業計画認定者が当該認定に係る木材安定供給確保を図るためにとるべき措置(以下「木材安定供給確保措置」という。)を実施するのに必要な資金でそれぞれ次に掲げるものとする。

ただし、木材産業等高度化推進資金の対象には、既往借入金の借換え(本資金の初回の借入れ時における既往借入金(短期運転資金)からの切替えを除く。)は含まないものとする。

(1) 事業経営改善合理化資金

イ 素材生産等促進資金

森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者又は数人共同の事業体若しくは単独事業体（数人共同の事業体に単独事業体を加えた事業体を含む。以下「数人共同事業体等」という。）が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り（木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期の運転資金

ロ 新規需要創出資金

木材の製造に係る事業体で、木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行うものか、当該製品の引取り又は素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期の運転資金

(2) 木材高度加工資金

次に掲げる木材の製造に係る事業体が木材の加工を行うのに必要な短期の運転資金

イ 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業体であつて、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上のもの（垂直・水平連携者にあつては、連携後におけるその年間取扱量の合計がおおむね5,000立方メートル以上のもの）

(イ) 集成材製造施設

(ロ) 人工乾燥施設

(ハ) 薬剤処理施設

(ニ) プレカット加工施設

(ホ) 廃木材破砕・再生処理施設

(ヘ) 製材用省力化設備

(ト) 合板用省力化設備

(チ) 木製組立材料製造用省力化設備

(リ) 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原材料転換を図るための機械設備

ロ 合併等により新たに設立された木材の加工を行う事業体であつて、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね5,000立方メートル以上のもの

ハ 貸付対象者は、契約、協定等に基づき素材又は木材製品を引取り、その加工を行うのに必要となる資金を借り受けようとする者とする。

(3) 林業経営改善資金

イ 林業経営高度化推進資金

(イ) 林業を営む者が行う造林に必要な短期の運転資金

(ロ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体又は知事が認定した中核組合が素材生産を請け負わせるのに必要な短期の運転資金

ロ 伐採・造林一貫作業推進資金

森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者

若しくはその組織する団体が素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な短期の運転資金であつて、次に掲げるものとする。

(イ) 素材生産を行うのに必要な資金であつて、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）

(ロ) 造林を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、苗木代、燃料代、機械・施設の使用料、作業委託費とする。

(4) 木材安定供給資金

次に掲げる短期の運転資金

イ 素材生産を行うのに必要な資金

施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。） 、国有林

野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号、以下「管理経営法」という。）第8条の14第4項に基づき納付すべき樹木料、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費。

なお、管理経営法第8条の5第3項に基づく権利設定料を含む。

- ロ 素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金
素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費そのの素材等を加工するのに必要な資金
- ハ 素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金
 - (イ) 素材又は木材製品の引取りを行うのに必要な資金
素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費並びに作業委託費
 - (ロ) 木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金
ICTを活用したデータベース整備費用等及び作業委託費
- ニ 素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金
輸送を行うための作業労賃、燃料費、機械・車両の使用料及び維持費用
- ホ 木材製品利用事業を行うのに必要な資金
木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品の加工又は利用するための作業労賃、電力費、燃料費その他の木材製品を加工又は利用するのに必要な資金

（資金内容及び貸付条件）

第7条 前条の貸付資金の種類ごとの資金内容及び貸付条件は、次の各号に定めるもののほか、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について（昭和54年8月23日付け54林野企第83号林野庁長官通知）第8の2及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について（平成8年11月1日付け8林野流第106号林野庁長官通知）第9の9の（1）に基づく通知による金利とする。

- （1）貸付の方法
証書貸付又は手形貸付とする。
- （2）返済の方法
指定金融機関の所定の方法とする。
- （3）担保及び保証人
指定金融機関の所定の方法とする。

（貸付限度額の特認）

第8条 貸付限度額の特認は、別表に定める条件に適合する場合により、資金の種類ごとに別表に定める範囲内において林野庁長官が承認した額とする。

- （1）第6条（2）ロの資金については、協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定締結時から5%以上低下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合にあっても、借受者の償還が適切に行われると認められること。

（農林漁業信用基金による保証）

第9条 指定金融機関は、農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）による保証の活用を図ることにより、第6条に規定する資金の貸付けを円滑かつ機動的に行うものとする。特に、単独事業体への運転資金の融資（以下「単独融資」という。）

にあつては、信用基金の保証を積極的に活用するものとする。

(申込手続)

第10条 資金の借入申込みの手続きは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 合理化計画認定者、林業経営改善計画認定者又は木材安定供給確保事業計画認定者で資金の貸付けを受けようとするもの(以下「借受申込者」という。)は、指定金融機関の所定の申込書に、知事の認定に係る合理化計画書又は林業経営改善計画書又は木材安定供給確保事業計画書の写し及び当該資金が合理化措置、林業経営改善措置又は木材安定供給確保措置に係るものであることを証する書類を添えて申込みを行うものとする。
- (2) 借受申込者で信用基金の保証を依頼しようとする者は、前号の申込みの際に信用基金の債務保証依頼書を指定金融機関に提出するものとする。

(指定金融機関の遵守事項)

第11条 指定金融機関は、この運営要綱による貸付けについては、如何なる名義をもってするかを問わず、歩積・両建を行ってはならない。

- 2 指定金融機関は、知事から合理化計画の認定の取消しの通知を受けた場合には、当該事業者に対する木材産業等高度化推進資金の貸付けを停止するものとする。
- 3 指定金融機関は、知事から合理化計画、林業経営改善計画又は木材安定供給確保事業計画の認定の取消しの事由が著しく本制度の趣旨に反する旨の通知を受けた場合には、貸付約定書の定めるところに従い、貸付けを行った木材産業等高度化推進資金につきその全部又は一部の期限前償還を行わせるものとする。

(報告及び調査)

第12条 指定金融機関は、年度の半期ごとに貸付状況を翌月の10日までに木材産業等高度化推進資金貸付状況報告書(第1号様式)により知事に報告するものとする。

なお、県はその他必要に応じて、月単位で報告を徴することができる。

- 2 知事は、この運営要綱に基づく貸付けについて職員に指定金融機関及び借受者について調査させることができる。

附則 この要綱は平成5年12月16日から施行する。なお、これに伴い昭和54年11月22日制定(平成5年4月1日最終改正)の大分県国産材産業振興資金制度運営要綱は廃止する。

附則 この要綱は平成6年6月23日から適用する。

附則 この要綱は平成9年6月1日から適用する。

附則 この要綱は平成10年10月12日から適用する。

附則 この要綱は平成10年12月11日から適用する。

附則 この要綱は平成11年4月1日から適用する。ただし、第6条に定める木材産業等高度化推進資金の利率は、平成11年4月12日から適用する。

附則 この要綱は平成11年12月9日から適用する。

附則 この要綱は平成12年9月20日から適用する。

附則 この要綱は平成13年3月30日から適用する。

附則 この要綱は平成13年4月1日から適用する。

附則 この要綱は平成13年4月16日から適用する。

附則 この要綱は平成15年10月1日から適用する。ただし、第7条に定める別表は、平成14年4月12日から平成14年11月10日の間は別表(2)

に掲げる利率を、平成14年11月11日から平成15年9月30日の間は別表(3)に掲げる利率を適用する。

附則 この要綱は平成17年8月1日から適用する。

附則 この要綱は平成18年4月1日から適用する。

附則 この要綱は平成18年4月10日から適用する。

附則 この要綱は平成18年8月10日から適用する。

附則 この要綱は平成19年4月1日から適用する。

附則 この要綱は平成20年4月1日から適用する。

附則 この要綱は平成20年12月22日から適用する。

附則 この要綱は平成21年4月1日から適用する。

附則 この要綱は平成21年11月9日から適用する。

附則 この要綱は平成22年4月1日から適用する。

附則 この要綱は平成23年4月1日から適用する。

附則 この要綱は平成28年6月14日から適用する。

附則 この要綱は平成29年4月1日から適用する。

附則 この要綱は平成30年4月1日から適用する。

附則 この要綱は平成31年1月15日から適用する。

附則 この要綱は令和2年4月1日から適用する。

なお、本要綱の施行の際現に認定を受けている合理化計画に基づく木材産業等高度化推進資金の各資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則 この要綱は令和3年4月1日から適用する。